

第5章 整備の考え方

第1節 基本理念

特別史跡「尖石石器時代遺跡」は、八ヶ岳の麓に広がる美しく豊かな自然とともに、5千有余年にわたり地域で守られてきました。遺跡には、かつて縄文時代の人々が触れていたであろう景観が今でも感じられます。

本史跡は「縄文時代集落研究の原点」とされる考古学的な価値にとどまらず、縄文時代の人々の英知を今に伝える場として、茅野市の誇りであり、かけがえのない地域の宝となっています。

この貴重な資産を、縄文時代の人々の英知とともに過去から受け継ぎ、守り、未来へとつないでいくためには、史跡の価値と地域の特色をいかした整備を行うことが必要です。

このため、整備における本史跡のあるべき姿としてのキャッチコピーと基本理念を以下のとおり定めます。

キャッチコピー

『自然に彩られるムラ、5千年の音色につつまれる
縄文のたたずまい』

基本理念1 史跡の確実な保存と次世代への継承

史跡を確実に次世代に継承するためには、適切な保存管理が必要です。同時に、茅野市の誇りである史跡を、これからも市民や来場者に愛される場とするためには、原始・古代から受け継がれた景観を守りながら整備し、上手に活用していくことも重要です。

このため、史跡の確実な保存と、使い勝手の良い整備の共存を図ります。

基本理念2 史跡を取り巻く自然環境・景観の保全

史跡の周囲には歴史を育んだ雄大な自然が広がり、縄文時代の人々の暮らしに密接に関わっていたであろう、さまざまな景観が残されています。縄文のたたずまいを今に伝えるこの景観や、季節が織りなす豊かな自然環境を、これからも守り、育てます。

基本理念3 躍動感あふれる縄文のたたずまいの再現

縄文時代の人々の感性的で躍動的な精神は、豊かな文化や資源を残すとともに、本市に暮らす人々に受け継がれてきました。尖石・与助尾根台地に営まれた縄文集落は、私たちの文化の源としても貴重な資源であることから、当時の生活や風景を感じられるような縄文のたたずまいを再現します。

基本理念4 市民とともに未来へつなげる縄文文化

5千有余年の歴史の中で、脈々と受け継がれてきた茅野市の縄文文化を、今後もまちづくり・人づくりにいかし、市民総出で未来へとつなげます。

第2節 整備における基本方針

史跡の価値を最大限に高め、豊かな自然に囲まれた「縄文の里」の特色を今後のまちづくりの核として活用するため、史跡及びその周辺に関する整備については、上位計画である『縄文の里史跡整備・活用基本計画』及び『保存管理計画』の目的や基本方針を踏まえたものとします。

1 上位計画における整備の考え方

■『縄文の里史跡整備・活用基本計画』

第Ⅰ章 縄文の里史跡整備・活用基本計画の目的

2 史跡整備

(1) 史跡を知る

史跡の整備にあたっては、遺跡の具体的な姿をできる限り正確に把握し、その上で、この地における歴史的な価値を明らかにする必要があります。これまでの発掘の成果をもとに、遺跡像を推測し、最小限の調査で最大限の成果が得られる試掘調査を計画的かつ継続的に行い、遺跡の実態を明らかにしていきます。

(2) 史跡を守る

史跡を適切な方法で整備して保存し、歴史的な遺産とともに縄文文化をはぐくんだ周辺環境も将来の世代に引き継いでいきます。そして、この地に繁栄した縄文文化が体感・体験できる歴史空間であり、市民の憩いの場として、また地域社会の核となるような生活空間づくりを目指した整備を進めます。

第Ⅱ章 史跡整備構想

2 史跡整備の基本的な考え方

(1) 史跡整備の基本的な考え方と整備方針

①全体計画（史跡の特徴をいかし・つなぐ）

史跡公園として縄文時代の自然環境と集落景観を保存し、縄文人の暮らしを感じることのできる尖石遺跡周辺を「縄文集落の里」とします。

■『保存管理計画』

第7章 史跡の整備と活用

第1節 基本方針

史跡の整備活用の基本方針

1 史跡の保存と継承に資する整備と活用（歴史的資産）

宮坂英式氏をはじめとする先学の業績と、新たな視点による調査・研究の成果をふまえ、縄文時代のたたずまいを再現し、歴史的資産として活用します。

2 史跡を取り巻く自然をいかした整備と活用（自然史的資産）

あらゆる生き物の命を育ててきた、八ヶ岳西麓の多様で豊かな自然環境の復元と保全を図り、自然史的資産として活用します。

3 地域社会における拠点としての整備と活用（地域資産）

歴史的・自然史的な価値を残す環境の中で、さまざまな活動や体験ができる空間を整え、地域資産としてまちづくりに活用します。

4 市民・地域等との連携による整備と活用（教育的資産）

市民・地域等（学校・地域住民・各種文化団体・考古館ボランティア等）との連携を図り、学校教育や生涯学習等によるさまざまな活動をとおり、教育的資産としてひとづくりに活用します。

5 周辺の関連文化財との一体的な整備と活用

3ヵ所ある史跡、周辺の関連文化財等を有機的につなぐ環境整備を進め、「縄文」を核に一体的に活用します。

2 整備の基本方針

上位計画の目的や基本方針を踏まえ、史跡及びその周辺に関する整備を以下の方針に基づいて行うこととします。

- ◇史跡を次世代に確実に継承するため、保存を最優先するとともに、適切な整備と活用を行う。
- ◇史跡全体に「躍動感」、「生活感」、「臨場感」といった縄文時代の人々の暮らしを感じられる整備に心がける。
- ◇歴史的資産、自然史的資産としての役割を認識し、工法選定の際には十分留意する。
- ◇施工方法の工夫等により、遺構・遺物、景観、自然環境への影響を最小限に抑える。
- ◇望見できる場所に使用する材料は、サイン（説明板等）を除き自然素材を原則とするが、史跡保護や来場者の安全確保の観点から、必要に応じて人工物の使用により強度を確保する。
- ◇使用する自然素材については、現地で調達できるものを極力利用する。やむをえず市外から調達する場合は素材の選定に留意する。
- ◇人工物を使用する場合は、人の目に触れる箇所のすべてを自然物で隠すか、加工を施し、人工物を感じさせない施工とする。

第3節 整備のコンセプト

本節では「第2節 2 整備の基本方針」を受け、整備のコンセプトを「1 史跡の保存」「2 集落復元」「3 園路及びサイン」「4 植生管理」「5 活用」の5項目とし、以下に示します。

1 史跡の保存

- 地形の崩落や表土の流出が確認されている箇所については、史跡保存の観点から早急に対応する。
- 地形は、保護した上で文献等による記録と確認調査の成果に基づいた旧状に近い地形の復元を目指すこととし、原則として大規模な人為的改変は行わない。地形の復元が困難な場合は、史跡の保存や安全性等に配慮した整備とする。
- 来場者の移動に著しく障がいのある地形や、バリアフリーのために地形の改変が必要となる場合は、極力自然地形に近づけることとする。

2 集落復元

- 尖石台地と与助尾根台地に営まれた縄文集落の形態や構成、水場との関係性など、縄文時代の人々の生活の風景が時代を越えて感じられるように復元する。
- 住居等構造物の復元に際しては、与助尾根地区は学史を踏襲し、尖石地区は最新の調査成果を含めた考古学的な成果を踏まえ、適切な素材と建築仕様を選定する。特に復元住居に使用する材料は、可能な限り史跡公園の「縄文の森」や周辺から調達し、工法についても縄文時代にこだわる。
- 史跡外については、確認調査や関係者・関係機関との十分な協議を経た上で、詳細な整備計画を策定することとし、本計画による整備は行わない。

3 園路及びサイン

(1)園路

- 史跡内の園路は、草地又は踏み分け道を基本として、いわゆる園路は設けず、園路に付随する構造物(橋、階段、手すりなど)も原則として設けない。ただし、尖石地区及び与助尾根地区の集落復元エリアに至る園路については、車椅子利用者や高齢者、障がい者などの円滑な移動に支障のないよう配慮する。
- 縄文のたたずまいの再現のため、人工的な直線や曲線にならないよう配慮する。

(2)サイン

- 説明板等のサイン設置にあたっては、史跡や周辺景観に十分配慮し、地域の価値を高めるデザインと色彩及び配置を工夫する。
- 本史跡のイメージを損なわないよう注意し、統一感のある落ち着いたデザインと色彩にする。
- サイン支柱の素材は、木材、擬木もしくは再生木材とする。

- 総合案内板は、日本語・英語・中国語(北京語、台湾語)・韓国語の4か国語5種を基本とし、必要に応じてポルトガル語等による多言語表記とする。
- 説明板は、日本語及び英語の2か国語表記とし、QRコード等で他の言語や付加情報を与える。
- 誘導標識は、日本語及び英語の2か国語表記とする。高さは景観との調和を考慮するが、園路内に設置する場合は「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】」(平成24年3月国土交通省)に沿って決定する。
- 視認性を重視し、ピクトグラムなどを活用する。
- 史跡内のサインは、遺跡への影響を抑えるため、基礎工や掘削は最小限にとどめる。
- サインは、ハードだけでなくソフト対応(紙媒体やウェブ等での情報提供など)も考慮する。
- 紙媒体として、A4判又はA3判の史跡公園マップを作成し、尖石縄文考古館で配布し、見学の補助資料とする。

4 植生管理

- 縄文時代中期の尖石・与助尾根遺跡の植生の復元を基本とする。
- クリ・コナラなど縄文時代に活用された樹種を植栽する場合は、自然の中に人が手を加えた場が点在するようなイメージを大切にす。
- 植栽(グループ)の境界は緩やかにする。
- 中低木・草本類は、多様な種類がさまざまな状態(藪や草地など)で混在するよう配置する。
- 外来種は、極力駆除することを心掛けるが、特定外来生物指定種(オオハンゴンソウ等)については、すべて駆除する。

5 活用

- 史跡の活用については、史跡の保存を前提としたものとする。
- 活用は、縄文時代の資源だけではなく、必要に応じて史跡周辺の豊かな自然環境も併せて活用するものとする。
- 尖石縄文考古館や青少年自然の森との連携を踏まえた整備を心掛ける。
- 来場者が使いやすい整備を心掛ける。
- 調査・研究の最新成果を反映させるとともに、最新技術等の活用により、分かりやすい情報提供を行う。